

## ○独立法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校 における研究活動に係る行動規範

平成24年9月24日制定

改正 平成28年10月12日

この行動規範は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）に所属する者が行う研究活動に関し、職業大のすべての教職員が共通認識を有すべき事項を定めるものである。

職業大の教職員は、この行動規範の遵守を徹底し、研究活動の健全な環境の確保と信頼性・公平性の向上に努めなければならない。

- 1 職業大の全ての教職員は、職業大の研究活動における研究費が、公的資金より支えられていることを踏まえ、研究費の使用にあたっては、関連の法令、通知及び職業大諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究活動を行う者は、研究活動において、特定不正行為である捏造、改ざん、盗用のみならず二重投稿や不適切なオーサiership等の不正行為を厳に行ってはならず、また加担してはならない。また、研究データや資料等の適切な管理、保存及び開示により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 職業大の全ての教職員は、研究活動及びこれに付随する行為に伴う守秘義務を厳守し、研究活動及びこれに付随する行為の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究活等を行う者は、研究活動にあたり、産学官連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 研究活動を行う者は、研究活動においては公平性を常とし、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。
- 6 職業大の全ての教職員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。